

【車いす利用者向け住宅】登録から入居までの流れ

車いす利用者向け住宅は、**空家が発生しにくく、登録者が多いことから、住宅を斡旋できるまで数年ほどお待ちいただいております。**

相談窓口	川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課（川崎区）
電話番号	044-244-7578
営業時間	8時30分～17時15分 （土・日・祝休日・12月29日から1月3日を除く。）

登録の相談 （窓口又は電話）

- 登録の相談は、上記の相談窓口にお問い合わせください。その際、入居予定の方の氏名、生年月日、収入等を確認させていただき、登録に必要な書類を郵送で御案内します。

登録申込み

- 登録申込みは、上記の相談窓口事前に来社日時を予約のうえ、御案内した必要書類を御持参ください。提出書類に不足等なければ、車いす利用者向け住宅登録申込書を記入していただき、登録完了となります。

空家待ち

- **登録内容の確認のため、年1回、更新手続（郵送）が必要になります。**なお、登録を抹消する場合は、上記の相談窓口連絡のうえ、辞退届を提出していただきます。

住宅斡旋

- 斡旋できる住宅が発生した場合は、斡旋希望地域ごとに登録順位の順番に電話と文書で御連絡します。また、新築住宅を除き、実際に住宅を下見していただきます。なお、斡旋を辞退する場合は、辞退届を提出していただきます。

資格審査案内

- 斡旋した住戸に入居を希望される場合は、資格審査（入居資格の確認に必要な書類等）に必要な書類を郵送で御案内します。

資格審査 及び 入居説明

- 資格審査は、上記の相談窓口事前に来社日時を予約のうえ、御案内した必要書類を持参してください。すべての書類等の確認ができた場合は、その場で入居説明（入居に関する注意事項等）を行います。なお、書類等が不足していた場合は、別途、追加書類等の提出時に入居説明を行います。
- **資格審査の結果、入居資格が確認できない場合は失格となります。**
- **連絡がなく予約した日時に御来社いただけなかった場合は、次の登録順位の方に住宅を斡旋します。**

使用手続

資格審査から約7週間後

- 使用手続は、上記の相談窓口事前に来社日時を予約のうえ、入居説明時に御案内した必要書類を御持参ください。
- 請書、緊急連絡人届出書、緊急連絡人の住民票等を提出し、敷金（住宅使用料の3か月分）を納入していただきます。

入居

資格審査から約8週間後

- 使用手続完了後、10日以内に入居（引越し）してください。

（注意）資格審査後の日程は、最も早く手続が行われた場合の目安です。

登録の注意事項等について

1 登録

- ① 車いす使用者向け住宅の新規登録は、随時、受け付けています。
また、一度、登録した後も、毎年度、登録を更新していただく必要があります。
なお、当該住宅は、登録されている方が多いことや空家が発生しにくいことから、入居できるまでには数年ほどお待ちいただきます。
- ② 斡旋できる住宅が発生した場合は、斡旋希望地域ごとに登録順位の順番に電話及び文書により御案内します。
- ③ 登録申込書には、必ず連絡がとれる住所及び電話番号を記入してください。
住宅斡旋時に川崎市住宅供給公社から電話及び文書で連絡したにもかかわらず連絡が取れない場合は、斡旋は無効となり、次の登録順位の方に住宅を斡旋します。
- ④ 車いす住宅の斡旋を辞退又は登録を抹消する場合は、必ず次の連絡先に連絡のうえ、辞退届を提出してください。

川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課
電話番号 044-244-7578

2 車いす使用者向け住宅の登録資格要件

次の①から⑩のすべてに該当していることが必要です（過去に不正により市営住宅の明渡しを求められた方は、登録できません。）。

- ① 申込者が成人であること。
- ② 単身又は同居若しくは同居しようとする親族があり、登録者本人又は同居若しくは同居しようとする親族に身体障害者手帳1級から3級（車いすを必要とする障害）の交付を受けている車いす使用者がいること。
- ③ 常時、車いすを使用していること。
- ④ 川崎市内に居住（登録日又は更新日において、住民登録又は外国人登録がしてあること。）又は川崎市内の同一勤務先に引き続き1年以上勤務していること。
- ⑤ 現在、次のいずれかに該当する住宅の困窮理由があること。
 - ・ 部屋が狭い（居住部分が1人当たり4畳以下の場合）。ただし、斡旋する住宅の居住部分が1人当たり4畳以下となることもあります。
 - ・ 家賃が高い（家賃には、共益費等は含みません。）。
 - ・ 家主から正当な理由により立退き要求を受けている（賃貸借契約期間満了による立退き要求は該当しません。）。
 - ・ 住宅でない建物に住んでいる。
 - ・ 通勤に片道2時間以上かかる（乗換時間は10分として計算します。）。
 - ・ 住宅がないため親族（婚約者を含む。）と同居できない。
 - ・ その他、現に住宅に困っていることが明らかであること。
- ⑥ 月収額が『214,000円以下（特認世帯基準額）』であること。
- ⑦ 住民税・家賃の滞納がないこと。
- ⑧ 市営住宅内で他の居住者と円満な共同生活ができること。
- ⑨ 単身で登録する方は、身体上又は精神上の著しい障害のために常時の介護を必要とし、かつ、住宅においてこれを受けることができず又は受けることが困難である方でないこと。
なお、単身で登録する場合は、入居時の資格審査の際に「自立に関する申立書（指定書式）」を提出していただきます。
- ⑩ 登録者及び同居する親族が暴力団員でないこと。

【登録資格についての注意事項】

- ・ 内縁関係にある方は、戸籍上配偶者がなく、住民票に「未届の妻」又は「未届の夫」とある方でなければ申し込むことはできません。
- ・ 婚約者については、入居手続時までに婚姻を証する戸籍謄本等が提出できることが必要です。
- ・ パートナーシップ宣誓者の場合は、市営住宅の申込基準に準じていることが必要です。
- ・ 家族を不自然に分割又は合併（夫婦を別所帯としたり、扶養関係親子を別々としたりすること等）して申し込むことはできません。
- ・ 自家所有者（同居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む。）は、申し込むことができません（入居手続日までに家を所有していないことを証明できる書類が必要となります。）。

3 住宅斡旋から使用手続

- ① 定期募集に申込中の場合で、車いす使用者向け住宅の使用手続が完了したときは、定期募集への申込みが無効又は取消しとなります。
- ② 住宅を斡旋し、入居意思が確認できた場合において、警察への暴力団照会を含む入居前の資格審査をするため、使用手続日（入居日）は約6週間以降の日となります。

4 車いす使用者が退去等した場合

車いす使用者の退去等により、車いす使用者向け住戸の資格要件に該当しなくなったときは、届け出を行い、川崎市住宅供給公社と相談のうえ、他の一般世帯住宅等へ住替えが必要となります。この場合の住替えにかかる費用は、全額自己負担となります。

5 市営住宅について

- ① 民間の賃貸住宅とは異なり、世帯収入の申告義務や上限基準、退去要件等のさまざまな規定があります。
- ② 住宅使用料とは別に、共益費を支払うことが条例で義務づけられています。また、自治会の運営のため、自治会費を支払う必要があります。
- ③ 犬・猫・鳥等の動物類を飼うことや預かること、餌付けすることはできません。
- ④ 入居前の資格審査時には、住民票、世帯全員の収入を証明する書類を改めて提出していただきます。この審査で不適格となった場合は、失格となり入居できません。また、使用手続までに必要な要件を欠いた場合も、失格となり入居できません。
- ⑤ 入居手続時には、使用料の3か月分の敷金の納付のほか、緊急連絡人の届出が必要となります。また、使用手続完了後は、原則として10日以内に入居（引越し）していただきます。
- ⑥ 入居後、「世帯全員の住民票」を提出していただきます。
- ⑦ 住宅使用料（家賃）は、月末に口座引落となります（生活保護世帯の方は代理納付を申請していただきます。）。
- ⑧ 住宅設備については、前入居者の退去時に修理や交換・清掃を行っていますが、すべての設備等について新品への交換をしているとは限りません。多少の汚れや使用感があっても、機能的に問題がない場合は、清掃のみや、部分的な交換・修理にとどめている場合があります。このため、同じ住宅でも状況や仕様が異なる場合があります。
なお、換気扇、台所給湯器、カーテンレール、エアコン、照明は、設置されていません。
（部分的な交換・修理にとどめている事例）
傷、へこみ、風呂設備の汚れ、壁・スイッチ等の黄ばみ、建具の建付が悪い（重い・開けにくい等）